

# 2024年度 メリーランド大学 ブリッジ・プログラム 給付型奨学生募集要項

在福岡アメリカ領事館の助成を受け、アメリカの高等教育機関への進学を支援し、長崎県の次世代を担うグローバルな人材の育成を目的とした『給付型奨学生』を募集します。

## ブリッジ・プログラムとは？

英語以外を母語とする人が、アメリカの大学の授業を受けるために必要な英語力（読解、作文、英文法、コミュニケーションなど）を身に付けるための講座で、アメリカの大学入学に向けた「橋渡し」となる1年間のプログラムです。

受付期間：2024年5月7日（火）～2024年7月25日（木）

※郵送の場合は当日消印有効

## 1. 応募条件

2024年度のブリッジ・プログラム就学希望者のうち、以下の要件をすべて満たす方。

- |                                           |
|-------------------------------------------|
| ①ブリッジ・プログラム修了後の2025年度にアメリカの大学などへの進学を希望する方 |
| ②経済的な理由により援助が必要な方                         |
| ③長崎県内に住民票の住所がある方、または本プログラム提携教育機関に在学中の方    |
| ④日本国籍のみを有する方（アメリカ国籍を含む二重国籍者は不可）           |
| ⑤在日アメリカ軍の関係者や家族ではない方                      |

①のブリッジ・プログラム修了後の留学先は以下の5つが支援の対象です。

- メリーランド大学を含む、アメリカの大学への進学（学部課程・大学院課程）先での授業料
- ブリッジ・プログラムの第6学期（オプション）の講座の授業料
- アメリカでの語学留学プログラムの参加費（長期・短期、オンラインでの参加も含む）
- アメリカの大学などの高等教育機関が提供するオンライン講座への参加費
- アメリカの大学へ交換留学中に、授業料免除の対象外の講座を受講した場合の授業料

※渡航準備費・渡航費・滞在費（生活費など）は支援の対象外です。

**【注意】ブリッジ・プログラムのみの就学者は応募対象に含みません。**

## 2. 採用人数および支給予定額

① 採用人数 5名

② 支給期間 1年6カ月（予定）

③ 支給予定額と支給対象

1年目 ブリッジ・プログラムの授業料（第1学期～第5学期）－授業料の3分の2程度

2年目 大学の授業料や語学プログラムなどの参加費－1,000アメリカドル（上限※）

※2年目の支給では、

- 1,000アメリカドル以下－実際に掛かった金額の実費を基に支給します
- 1,000アメリカドルを超えた場合－予算の範囲内で上限を引き上げて追加給付する場合があります

④ 支給時期（2024年10月支給開始予定）

1年目は必須講座（5講座）の各学期開始から約1か月後の計5回

2年目は授業料や参加費などの支払いを確認出来る書類の提出を受けた後の計1回

※1年目のブリッジ・プログラムの期間は、毎学期修了後に成績表を提出していただき、成績を確認した上で就学の継続が望めない場合は支給を取り止めます。

- 給付型の奨学金であるため、返還は不要です。
  - アメリカドルではなく、日本円で支給します。
  - 支給する金額は為替レートの変動に関係なく、当事務局で設定するアメリカドル換算のレートで支給します。
  - 支給方法は支給対象者である本人名義の口座への振込です。
- ※ただし、海外の銀行、ネットバンク（ネット銀行）、そして、従来からある金融機関でもインターネット支店は振込先として指定できません。

## 3. 選考方法

### 書類による選考

※提出書類をもとに、アメリカの大学への進学に意欲があり、かつ経済的理由により援助が必要と認められる方を提出書類による書類選考で採否を決定します。応募人数が募集人数を超えた場合、それぞれの所得状況を確認の上、優先順位を付けて採用者を決定し、応募者全員に採用の可否を文書にて通知いたします。

## 4. 提出書類

下記の①～⑤に該当する書類を揃えて「米海軍佐世保基地内大学就学実行委員会事務局」に郵送、または、直接事務局に提出してください。

	提出書類	特記事項
①	2024年給付型奨学生願書	・写真添付 ※パスポート用サイズ－無帽・撮影から6カ月以内
②	住民票の写し ※同一生計者の確認のため世帯分	以下の2つの情報は不要ですが、それ以外は全情報が記載されている書類が必要です。 ・個人番号（マイナンバー） ・住民票コード ※応募者本人と一緒に住民票の写しに記載がない方 同一生計者の住民票の写しも必要です。
③	令和6年度（令和5年分）の ●源泉徴収票（給与所得者） または ●確定申告書（控）のコピー （給与所得者以外）	※【参照1】をご確認ください。 ※確定申告書は第2表のコピーも添付してください。
④	就学者控除および特別な控除の証明書	【参照2】をご確認ください。
⑤	そのほかの理由で選考上に必要となる書類	【参照3】をご確認ください。

【参照1】源泉徴収票または確定申告書（控）のコピーの提出が必要な方とは？

同居・別居に関わらず、同一生計者の家計支持者の書類を提出してください。

家庭（家計）の状況	所得証明書類の提出が必要な方
①家計支持者が父母の場合	申込者本人、および父母の両方 ※一人親の場合は申込者と同一生計の父または母
②独立生計者の場合	申込者本人のみ
③家計支持者が本人または配偶者の場合	申込者本人および配偶者の両方
④家計支持者が父母以外の場合	申込者本人、および家計支持者に該当する方

※無職・専業主婦（夫）・被扶養者に該当し、令和5年は無収入で確定申告をしていない方は、令和6年度（令和5年分）の市町村県民税の手続きを行い、市県民税所得課税証明書を提出してください。（この証明書は、手続きをされた市町村で6月以降に発行されます。）

【参照2】 就学者控除および特別な控除に該当するのは？

同一生計者の中に該当者がいる場合や控除の条件に合う場合は下記の書類を添付してください。

控除の種類	該当する内容	提出書類
就学者控除	兄弟姉妹が以下に在学中 ・大学 ・短期大学 ・専修学校 ・高等学校	いずれか一つ ・在学証明書（原本） ・学生証のコピー ・生徒手帳のコピー ※学生証と生徒手帳は応募時有効であること ※小学校・中学校の場合は提出不要
障害者等控除	以下の該当者がいる場合 ・障害者手帳 ・療育手帳 ・原爆被害者健康手帳、 ・介護保険被保険者証 （要介護4以上）	いずれか一つ ・それぞれの手帳のコピー ・介護保険被保険者証のコピー
長期療養者控除	6カ月以上療養が必要な者がいる場合	・6カ月以上の療養と分かる医者の証明書等 ・直近6カ月分の医療費などの領収書のコピー
主たる家計支持者の別居による控除	家計支持者が単身赴任などの理由で別居している場合	いずれか一つ ・給与支払者発行の単身赴任証明書 ・単身赴任先の住民票の写し ・住所の記載がある最新の公共料金支払いの領収証のコピー
火災・風水害・盗難等の被害による控除	被害による支出の増大や収入の減少で、著しく困窮状態であると認められる場合	・り災証明書 ・盗難届提出証明書 と併せて ・被害で生じた実費を証明する領収証のコピー

【参照3】 そのほかの理由で提出が必要な書類とは？

令和5年以降に就職または転職した場合（自営業としての起業も含む）は、下記のいずれかひとつを③に添付してください。

	発行元	③に添付
自営業	税務署	・確定申告書（控え）のコピー ・申告内容確認票の写しのコピー

	発行元	③に添付
給与所得者	現在の勤務先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収票</li> <li>・年収見込証明書</li> <li>・月収証明書</li> <li>・給与月額証明書（社会保険料の明記があること）</li> </ul>

令和5年以降に退職や失業をした場合は、下記のいずれかをひとつを③に添付してください。

	発行元	③に添付
退職者	退職時の勤務先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職証明書</li> <li>・退職金支給証明書</li> </ul>
退職予定者	退職予定の勤務先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職予定証明書</li> <li>・退職金支給予定額証明書</li> </ul>
失業中	公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険受給資格者証のコピー</li> <li>・ハローワークカードのコピー</li> </ul>

生活保護受給者の場合は、

	発行元	③に添付
生活保護受給者	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給証明書（受給額の記載が必要）</li> <li>・生活保護決定通知書</li> </ul>

失業などで無職（無収入）状態のため収入把握が困難な場合は、

「1カ月の生活費申告書」（当事務局指定の様式）

同一生計者に年金・恩給・障害年金・遺族年金を受給者がいる場合は、添付してください。

	③に添付
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金</li> <li>・厚生年金</li> <li>・老齢基礎年金</li> <li>・老齢厚生年金</li> <li>・障害基礎年金</li> <li>・障害厚生年金</li> <li>・遺族基礎年金</li> <li>・遺族厚生年金</li> <li>・寡婦年金</li> <li>・企業年金 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振込通知書など</li> <li>受給額の確認ができる書類のコピー</li> </ul>

副業での収入がある場合は、

令和6年度（令和5年分）市県民税所得課税証明書

## 5. 採用後の流れ

(1) 採用された方には「採用決定通知」と一緒に「給付奨学生契約書」(2通)を送付します。この「給付奨学生契約書」には、奨学生本人が署名し、「採用決定通知」に記載している期限までに2通ともに当事務局に提出してください。

※期限までに提出がない場合、採用が取り消されますのでご注意ください。

(2) 採用された方には、当奨学金の出資者である「在福岡アメリカ領事館」へ『奨学金受給者情報』を提供することに同意を頂くため「情報提供に関する同意書」を同送いたします。奨学生本人が署名し、当事務局に提出してください。

(3) ブリッジ・プログラムの第5学期の修了時に大学発行の修了証と一緒に「ブリッジ・プログラムで学んだこと、この後の進学先で学ぶこと」をまとめたレポート(同内容で英文と日本語の両方での作成)をご提出いただきます。

※このレポート(英文)は在福岡アメリカ領事館に活動報告書として提出します。

## 6. 応募先

**米海軍佐世保基地内大学就学実行委員会事務局**  
**(文化国際課内)**

応募先住所： 〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号

※郵便での応募の場合、封筒の表に「ブリッジ・プログラム給付型奨学金」とご記入ください。

**すべての提出書類は採否に関わらず、原則としてお返しいたしません。**